

曲亭馬琴の社会関心について

清田啓子

さきに、曲亭馬琴の对外関心を探り、彼が知識欲と好奇心から、熱心に異国の事物を蒐集記録していたことを明らかにした。^(注1)その関心と知識とは、馬琴の作品に直接の養分を供給せず、別個のものとして彼の中に存在したのであつた。異国のことに対する追求心は、故事伝説、巷談等に対するそれと、彼の場合同類のものではあるが、対象の性質からいって、開花すれば、時代の推進力ともなりうるものであつたのに、それらの関心が單なる知識としてまとめられ、死蔵せられた所以は、おそらく“渡世の為”であつたであろう。また別の面から考えれば、この文字通り彼岸できことは、彼の日常生活とは何のかかわりもなく、それゆえにこそ彼が煩雜な実生活から逃れてあそぶ精神世界の一区域として大切に保存されたのだといえる。

それでは、国内に起つたいわゆる社会的事件は、馬琴にど

う受けとめられたか。すなわち、それらの現象を馬琴はどのようにとらえ、それに対しても反応したかということを検討して、馬琴の生活感情を確かめてみたいと思う。そしてここでも、彼の基本的な意識や感覚が、その作品とどういう関係にあるのかという問題、生活の必然の結果として作品が生み出されたのかどうか——つまり、実生活上の意志感情と作品との距離という問題を検討すべき根底として、遺された日記雑記、書簡等を読んでゆきたい。資料に時期的制限があるので、社会的事件とは、天保の飢饉と改革となることを許されたい。しかし後に報告することなく、この時期に、馬琴の対政治社会意識は微妙な変化を見せるのであって、資料が完全に残存していたとしても、疑いなくこの時期が、最重要期間と認められたことと思う。

天保四年に始まる大饑饉は、同七八年にその極に達し、大塩平八郎の乱を誘起することになる。馬琴は天明の饑饉を二十歳のころに経験していたためか、天候作柄には敏感であつた。それへの言及は天保四年の書簡になると頻々と見出される。同時期の日記には天候不順の記録と共に、諸国荒廃の報が書きとめられるようになる。

○天保四年七月十六日（句読点は私に補う）

六月下旬出羽山形洪水、最上川堤あけ放てより高さ一丈八尺許ニ及び候間、人馬溺死多しといふ。山形は去年も土石損毛の処、今年此流水あるよし風聞（後略）

○同年九月二十八日

播州姫路「二三字不明」辺百姓一揆数千人也。富家は打ちこわし候よし、播州より当月二十五日の着の状、大伝馬町飛脚問屋にて見候よし也。写し書持參、もらひおく。右騒動、八九月中旬の事と云。此地米相場の事「虫損」の事ニハ無之よし風聞と云、未詳。

同年十月十六日・二十五日の条には、津軽、南部松前領の窮状をしるし、天保五年六月十一日の条下に千住の米屋十一軒が打ちこわしにあつたよしを書きとめている。遠隔の地から始まって江戸市中にも及んできた食糧不足、物価騰貴、それにともなう社会の不穏な動きを、事あるごとに書きこみ、ま

とめて篠齋、桂窓あてに報じているが、それらについての感想は僅かに「異聞雑稿」にのみ、それも片々たるものしかしるされていない（出火場所方角附）。

これらの条々を書きしるしながら、馬琴の脳中に去来するのは天明の饑饉であった。松前領の荒廃につけ、江戸の大火灾（天保五年二月）につけ、天明年中の現象をすぐ想起し、それと比較しながら述べようとする傾向がある。それは自身をおちつかせようとする意識でもあろうし、また、僅か十年以前「兎園小説」に凄惨な天明の饑饉の記録を発表し、それを「昔かたりに聞きながして、警め慎むこゝろ薄くば。遂に又荒年の懈ることもあるべし。この故に、只見聞のままに記して。もて後生に示すのみ」と警告を発したのに、それが不幸にも実現したことへの嘆きでもあろう。その感情の延長上に、「異聞雑稿」中に散見する独白はあると考えられる。それらを整理すると、大体奢侈への反発、貧民蔑視、富商・奸商に対する反感となる。

馬琴自身はすでに相当以前から浮華を排し、『隠逸の志』^(注2)かく、一日も閑雅におくり度く願つて暮していたので、二三年來の不作にもかかわらず、化物狂言が入りを続け、木挽町、日本橋辺には汁粉餅屋が大繁昌という有様を見ると、人の心いよくおgori候てかなり行候、老年の咏嘆とは

申ながら、一人として冥加をおそるるものもなきや、尤嘆息に不堪候(注3)と嘆かずに入れなかつた。滝沢家は天保度の凶年も何とか無事に過すことができたのであつたが、それはひとえに「この大江戸にて世を渡るもの有がたさ」及び「いつもかしこき上の御恩沢」と理解された。それゆえに「人の門に立候て食を乞ふ俄乞兒は平生心がけあしく渡世由断せしなま皮ものに可有之候」と貧民は手きびしく非難されねばならない。御救小屋へ入るような者は「恥をしらざるもの」なのである。もつとも情勢が深刻になるにつれて「期年の飢なれば尤久しきこと也。窮民の凌ぎかぬるも實に理り也」と動きを見せはするが、これら零細民はおおむね馬琴の同情を得ることなく、貧困も無知もかれら窮民自身に責任ありとしてつき放されてしまう。無礼な人間に対する馬琴の長大息は日記处处々にしるされ、それを見ると彼周辺の人々——いわゆる民衆、ぼてふりの商人、下女、米つき男、地主、下級御家人本屋等々——はその粗野・猥雑によつて嫌惡の対象とこそなれ、彼が親近感・共感を覚えるものではなかつた。現実に彼の身辺にある庶民は、馬琴の日常をわざらわしいものにする以外の何物でもなかつたから、困窮に追込まれた彼等が「心がけあし」き為と両断されたのは当然である。その感覚は作品にマイナスの形で表われる。すなわち、登場する庶民は血

肉なく人格を与えられず、筋立の便宜によつてのみ出没させられることが多い。その乱暴な扱い方は、庶民など歯牙にもかけぬ意識のあらわれであり、現実の庶民像をむしろ反映させぬ意志があつたからこそできたことと考えられる。

御救小屋が設けられる頃には、自發的に施しをする富商も現われ、例が「異聞雑稿」に二三挙げられているが「その身の抱屋敷なる店々のものへのみ施行したる富民等」と、狭量を責める表現に代表されるごとく、豪商の独善に対する反感は行間にあふれている。また饑饉の時に米を隠匿し、値をつり上げる春米屋に向つては「奸商の私欲にて窮民の咽喉を締るもの也、その悪心盜賊にもまさりて憎むべし」と語気が鋭くなる。さらに、官より払い下げられた御米を不正に処分した疑いにより査察を受けた米屋は「初めより買ふものの町ところ名まえ等を問糺して、帳面に記おけといふ事もなかりしかば、春米屋はみな御定めのごとく売り終り候と申すのみ」であつたと、役人の無策を嘆き、苛立つ。続けて

或は彼御米を初に町役人等に渡し給ひて、私なからんやうに捉られなば宜しかりけんを、さる沙汰のなかりしかば、いとも有がたき御慈悲はあだとなりて、春米屋にまうけられ給ひきと呴くものもありけり、虚実は知らねども、この事まことならんには、いと憎むべき奸民等にあらずや

とするす。勘定奉行の不手際を非難しつつ語つて聞かせた知人の言葉をこれだけあらかさまに書きつけたのは、馬琴平常の用心深さから推して珍しく、立腹慨嘆の程度が察せられるというものである。この件は、雑稿に書きつけられただけでは終らず、折から執筆中の「八犬伝」等九輯卷之二に於て、米穀の理想的配分を披露するまでに馬琴を刺戟した。

即ち、作中、管領扇谷定正に報讐しようとする道節、信乃等は他の犬士の応援を得て戦場に向う。信乃是二十名の兵と共に、策略を弄して定正出陣後の城を抜く。落城と知らず、失火と思って駆けつけた百姓商人たちに、信乃是戦栗庫の火を消させ、食糧を配分して持帰らせる。

登時信乃是。里正と。故老們を誠めて。約莫我賑給ハ。這里に聚會ひしもののみならず。總て這城に隸られたる。村落も莊園も。坊賈となく農戸となく。田圃戸口の多寡に合して。漏すことなく配分せよ。若們倘一毫も。私の行ひあらば。異日我決して饒さじ。こころ得たる歟。と言示せば大家地上に拝伏して。仰うけばかり候ひぬ。恁る仁慈の賜を誰が私仕らん。云々。

この里長と故老等を、前掲文の町役人にてはめてみると、私なき平等な配分を作品上に実現させて鬱憤をはらした、つまり現実を作品に短絡させた、めずらしい例となるのであ

る。

馬琴のこの種の正義感は、しかし、あくまで見聞可能の範囲にある対象に限つて作動するのであって、制度、体制そのもの——庶民を困窮に追いやつた事情と原因——の考察には及ばない。それは終始「ありがたき泰平の御世」と揚棄されて来たのだったし、饑饉のような非常時にも、秩序を乱す者を容赦しなかつた。一例を挙げれば、前述抱え屋敷の者にしか施しをしなかつた富商は、夜半、家に米安売の札を何者かに張られ、群衆が押しかけて騒動になつた。惑わされて集まつた人々を憐みつつも、偽札を張り、世を騒がせた「癡者」を馬琴は攻撃する。たとえ彼の憎む豪商が糾弾されるのであつても、不穏な騒動は許せない。貧民蔑視は同情へと少々感想が変化するものの、貧民を救うことになる筈だつたこの曲者の行為は、秩序破壊のゆえに絶対容認できぬものだつた。

しかし、この時期最大の秩序破壊を試みた大塩平八郎の乱には、どのような感想をいだいたであろうか。この事件が馬琴の耳に入つたのは天保八年三月朔日であった。

一去る二月十九日朝辰上刻大坂天満川崎東辺与力町に出火有之、右は与力等の放火、百姓七八十人総□大筒を車にのせ処々牽あるきうちかけ、処々へ放火に及候間、大坂市以外の外騒動す。右頭人の与力は大塩平八郎というものゝよし

也。翌日□悪党召捕られ候へども残党未入手と也。その火二十日迄も未滅、米商人五六軒、三井岩城の両呉服店この外よろしき町人多く焼失せらる。大坂町奉行其外御城を警固す。以の外騷動のよし、大坂町人炭屋安兵衛店より江戸の所親へしらせの書状、二月二十日出二十八日曉寅刻に届と云。

急きこんだ調子や、重複を意に介さぬ書きぶりに、馬琴動顛の様子は察せられるが、この騷動の余燼を生々しく印した篠齋の手紙の届けられたのが三月八日（「大阪にて土蔵へ入置候間紙包片はし燒ぶり候趣申断り来る」）それと同時に報ぜられたのが「右放火の頭人大塩平八郎等逃去候に付、諸大名のかため今以同様のよし也」であり、七月十九日に至つて一党が江戸御吟味になつたことをしるした。天保八年の日記は現存せず、この事件については「馬琴日記鈔」に抄出せられた右三日分の記事しかない（事件の比重と抄出の方法から考へて、この他には恐らく関係記事がなかつたと推定せられる）。この頃までには江戸にも無数の風聞が入つていた筈であるがその書留めもなく、右三日分の記録によれば感想的言辞は全然ない。多少とも批判の含まれる語といえば「悪党」であるが、それでも多くの御書付写（例えば「玉ちるさと」）に見られる「悪党与力惣大將分」という表現、あるいは犯罪

人用代名詞としての慣用（例えば馬琴手記「鼠小僧次郎吉略記」）に従つたまでと見うるのである。

この思想批判皆無というのは無氣味な印象を与える。数ヶ月後のことだが、渡辺華山が捕われた際にも同様であつた。さきの偽札を張った曲者の類とは程度の違う重大事、あのよう威儀と霸氣をもつて攻撃することはできない事の大きさに、深刻な打撃を受けたことが我々に伝わつてくるようである。が、最初の通報を受けてから凡そ一ヶ月後の日記に、次の記事が見出される。

一此節錢相場下落に付諸色ますく高料になる。旧冬錢御候はミ、かはる事もあるまじきに、なまじいにいぢりちらされ候故下手そこねになる也（四月三日）

一見無関係のようだが、その語氣と無遠慮な表現には、支配者の無能と、それゆえに起きた大塩平八郎のごとき造反と、依然として救われざる庶民の悲惨な現状等々への痛憤があると思われる。それは長期にわたる饑饉のひき起した社会の荒廃、その中で、一応無事に過したというだけの馬琴一家の苦労の数々——嗣子宗伯の死（天保六年）・嫡孫太郎の為に御家人株を購入（同七年）・馬琴自身の視力の衰弱（天保四年から）・右諸々の物入りの為、藏書を売却——によつて、心

身に累積した疲れから発せられた、せい一ぱいの抗議の声と考えられるのである。

饑饉を契機として露呈した矛盾に、馬琴は追いつめられた形で為政者の現実を認識したもの、より上層部の為政者はまだ馬琴にとって実態を検分できぬ、いわば抽象的な存在でしたしかなかった。しかし太郎が四谷の鉄砲組の一員として出仕し始めると、はからずも、それが具体的事物の重みをもって伝えられることになる。一例は改革直前に死去した家斎の葬儀についてで、その模様を馬琴は太郎から聞き、篠齋に書き送った。

一昼夜之勤に御ざ候得共、御柩を挾し御廟穴をも内々に挾見仕（中略）御送式目をおとろかし候大造の御事なる由、只きもつぶし罷帰り候て云々咄し候事に御座候。此余は憚りにて筆にのせ難候。御察可成候。^{注8)}

葬儀とそれに附隨する一切の事物についての見聞は数多あつたと考へられるから、感想はただ“きもをつぶし”ただけではなかつたであろう。それが不満と批判を含むものであろうとは、第二翰、江戸中の淋しさを伝えた分によつて想像せらる。すなわち、心を許した相手への手紙ながら、何年か以前であつたら、嚴重な服喪令によつて生じる庶民の不自由などに顧慮言及したとは思えない。ここには、非難しないまでも、今まで揚棄していいた“お上”への興ざめの気持乃至失望があつたと見てよいと思う。屋代弘賢、石川豊翠のように、幕府直属の役人との交際はあつたが、内庭の事情を片鱗でも、率直な感覺でとらええたのは太郎をおいて他にはなかつた筈である。その伝聞が馬琴を刺戟したものであろう。それは、身辺に直接するもの、現実のほとんど全てに不満を抱かざるを得ない馬琴の性向が、“お上”をも例外としなかつた結果

師杯は暮しかね候や、妻子置さりの訴、八十余人有杯聞え候。但し音曲を以世を渡り候者には異日御手当を被下候由に候へども、人別にしてはわつか宛のよし御座候。平生心掛宜からぬ者は置去も致かねまじく、にがく敷事に御座候。浚明院様薨御五十六年以前は、小子二十歳の時にて大低覚居候。此たびは弥御嚴重の様に奉存候。^{注9)}
御出柩前後三日も右同様に而甚嚴重の御事にて、初午祭はさら也、雛棚も武家は遠慮にて、節句も無之候。諸あきなひ都て日間なる由に御座候。町中夜番夜廻り嚴重なる故か火事はなし、守方きびしければ夫ほどの印はありと存候。但し巾着切小ぬす人杯はびこり候由風聞有之候、是は御忌中殺生を禁ぜられ候故に、かやつ等緝捕之寛やかなる故に候べし。并が上に拙者杯は亡妻之忌中にて弥しめやかに春

と考えられる。

饑饉は諸国に一揆、騒動をよび起し、経済上の矛盾をも激化させた。また天保八年にはモリソン号が入港して打払われ同十年蛮社の獄で一応海外問題を封じるが、根本対策は後にこされる。このように内憂外患を抱えた状態に、水野忠邦が老中首座となり、天保十二年五月、いわゆる天保の改革が始まられた。「享保寛政度御趣意不違様可相心得旨、町々年番名主共江申渡」を嚆矢として、富札の取次禁止、縁日の賭事取締、高直の凧の売買禁止等、瑣末なことから始まって、菱垣檜廻船の問屋、問屋組合停止、葺屋町堺町の芝居移転等等、続々と夥しい法令が出された。

華美浮薄の当然の帰結と考えたであろうとは想像できる。それゆえ、改革の場合が、第一に僕約を旨として始められたので、馬琴はむしろ歓迎した。例のごとく、昔時をふりかえり

此たびの諸御触、且武げい流行の事などは寛政御改正の諸御触と少しも替らせられ候事無之様に覺候^(注10)』とおちついてい

て、篠斎から新令への不満を訴えてきたと察せられる手紙への返事に「此度諸御触嚴重のよし内々被仰候趣承知仕候。当地は申もさら也、武家方皆遠慮にて、諸あきなひうすく候由皆々亥き候。九月神田祭礼杯も甚質素に相済候」と、一応篠斎に同調しながらも、次の便では江戸市中の堂寺取扱い、両芝居、操座の移転、娘義太夫禁止、女髪結禁止などについて「けつこう成御下知」「恐れながら、特に御善政と存候。か様の事不行成行候はゞ、市中の風俗もおのづからあらたまり候半とたのもしく奉存候」と書き送っている。彼の新令に対する不満といえば、寛政の改革時のように文武共に奨励されず、武芸のみが流行していること、及び、為永春水らの中本一件に関連して、八犬伝完結篇の売出しに故障が起き、延引のやむなきに至つたこと等である。売出し延引について「よきやめ時なれば速に足を洗ひて、後易致より外無之」と嘆息するが著作の内容にかかるものでないだけに、切実な嘆きではない。

天保十三年に入つて、町触はいよいよ頻繁に出された。同十二年九月町触案にのこるところを見ると

累年諸民奢ニ長し相互ニ困窮弥増間、今般厚キ御仁恵ニ而御救の御趣意専要之事故、必窮届ニ不心得（中略）諸事分限相当ニ致し（中略）自己之奢は不致能く申合、江戸の賑

は精々可心掛、何となく市中淋敷成行候而は、却而深キ御仁政之御趣意ニ不叶不宜間、是又其所之名主共よりあつく申含、心取違無之様可致事（「市中取締類集」一）とあって、上部の配慮も窺われるが、市中には、厳しさをます一方の取締りへの不平しかなかった。その世間の様子を、両芝居、操座の替地は浅草山之宿町小出伊勢守下屋敷に決定したことからませて篠斎に書き送っている。

当かぶき代地も□浅草山の宿定り、小出信濃守殿下屋敷ヲ召上給候。小出殿その代地として□山感應寺破却し被下候。何とやらん云名物の大石も有しを、夫ハ小出殿被引取候^{申者も有之候。}^(注12)何分小出殿大□□にて、惜き屋敷を被失候^{申者多有之。}何事も時節と存候。

何事も時節と諦める他ない取締りの中で聞いた桂窓の西国筋旅行については

当地は諸人謹慎第一の御時節がらに候得ば、湯治遊歴^{致候者無之候。}御地は尚寛にて、且彼人の英氣之ふるまひ、豪傑の処為、中々及がたき事と舌巻候迄に御座候^(注13)

と驚嘆するのみであった。いささか大仰な表現と思われるが、それには、この書簡を出す約十日以前に読み聞かされた（馬琴は既に失明状態である）新板書物印行に関する御書付の影響を考慮に入れねばならない。長編は禁止、作者は実名

を届出ること等々のお達しにより、以来我等戯作排斥可致旨了簡致候事」と六月十日に日記に書かせ、著作の意欲を全く喪失した状態にあつたのである。饑饉の時にはいくらか有利であった江戸も、その繁華のゆえに改革に当つては、他をおいて厳しく取締られることになった。その江戸と地方との差異を感じながら、もうとやかく忠告、批判する元気もなく、単純に驚きを表現したのみと読みとれる文章である。

この御書付公布以来、馬琴は世事のすべてに興味を失つたようだ、手紙の文面は淡々としたものとなる。例えば、八月六日附、篠斎宛のものには、市川海老蔵に江戸十里四方を追放され、下総成田で旅籠屋になるという噂、田舎芝居興業停止の事、湯島其外江戸の宮芝居停止の事、上方役者の江戸下り、江戸役者の上方上り停止の事、猿若町芝居がようやく普請にかかった事、人形座は普請出来、岡場所遊女屋は八月までの猶予の上引払い、その為、深川八幡前は空店三百余新出来の由聞え候」と見聞の事実を列挙するのみ、遠方の友への奉仕という気持だけで文通が支えられている観がある。

世間への無関心は、次の例にも表われている。篠斎から、京都で菊地出羽守という偽名の上書を作つて罪を得た者があると報じて来たのに對し、「当地にては左様の噂も無^レ之^二都て偽書を作りて世の人を惑す者は、罪かろからず候に

況、今の御時節がらを恐れざりけん、かの偽書せし者の獄に繫しは、みづからなせるわざはひと被^レ思候』と返事した。

に合わない^(注15)という事情もあるが、外界の事物に向ける関心はすっかり衰えたと見る他ないであろう。

自業自得だから仕方がない、かわいそなうだが、とも読み取れる文脈、そこまで読まずとも、積極的に筆誅を加えなかつたのは大きな衰退である。さきの偽張札の曲者の件、または昔「兎園小説」に『慾心の為にせし事にもあらねど、御府内をさわがせし罪あり、獄断にいかに定らるるや』^(注14)と世説をそのまま録して、石塔みがき程度の行為にもあれほど敏感に反応を示した馬琴とは、佛を異にするごとく思われる。『御嚴重なる御時勢』に逼塞して暮さざるを得なくなつた彼が、自身としても思いがけず、無法者に抱いた憐憫の情の表出であろう。太郎の出仕を機として、俄かに生々しく姿を現わした幕府そのもの、その具体的現実に触れ、そのために遠くから讀仰することができなくなつた馬琴の失望落胆の大きさが思いやられる。

その後の書簡では『長生すれば新奇なるを見も聞もあるかなとほくそ笑れ候、御一笑御一笑』という皮肉、自嘲的表現をともなう通報も次第に影をひそめ、代つて『此余猶可』

と書きつけさせて以来、とみに氣力を失つた馬琴は、同年の末近くなつて『吾仏乃記』完成に一念発起するまで、殆んどなすところなく暮したようである。

馬琴の作家としての出発が、寛政三年京伝处罚事件を有力する傾向が目だち、著作関係の言及が主になる。失明後は嫁お路が代筆するので、下女なき間はお路多忙のため代筆が間申珍奇の雑談有^レ之候得共、憚多く候得ば申洩し候』と言訳

件の続発が、馬琴をして“禁忌をのがるるを第一のつとめにし侍る”と言わしめた最大原因であることもほぼ確実であろう。著作堂雜記には、文化五年九月、薦屋重三郎の手紙から合巻作風心得之事を転載して居り、また前引日記の御書付写しを、記録として残す為に清右衛門に要求するというふうに関係法令をおろそかにした事はなかつた。その桎梏の中で、俗を排して世界を築く技術を、彼は有していたのである。

にもかかわらず、全然故障なしに過したのでもなく、文政十一年「傾城水滸伝」につき不愉快を経験するというような例もあつたのである。

（前略）源七錦絵之事申談候後、水滸伝三編寅右衛門髻を

きられ愁歎の段に賄賂目録之事有不可然候、つけ届目録ト申所明朝迄直し為見候様申ニ付、急之事ニ而先生江伺申間無之、詞書一ヶ所は書き取、本文一ヶ所は入木にて直し見せ候而相済候趣申之（日記・二月十九日）

草紙類改め名主の注文、鶴屋喜右衛門独断の更改などについての感想は、この頃宗伯の代筆であるので見られないが、引き続き、同作六編にも同様の咎め立てをされるに至つて、日記に書いた（八月二日、十三日）だけではおさまらず、雜記中に憤満を吐露した。

予が戯作傾城水滸伝は、水滸伝によりて綴りなしたるもの

なれば、賄賂をもて罪を贖るなどいふこと多かり、さるを草紙類改め名主和田源七等が、賄賂といふことを忌て、去歳の十二月五編出版の後、「まひなひ役徳にて富むなどいふこと、耳立候間、その処入木いたし、文言しかへ候へ」と、板元にいひけるよし、此春鶴屋喜右衛門が告げたるにより、をかしき事とは思ひながら、今茲六編已下の稿本には、まひなひといふことをかかず、おり物などほのめかして綴りなしたるに、なほあかずやありけん、（中略）彼等、かにかくにわが身に思ひくらべて、臭き物に蓋するといふ俗言にひとしく、賄賂めきたる事を忌むは笑ふに堪へたり、（文政十二年八月記）

翻案の仕方(注16)を腕の見せ所とするこの作者が、“小説杯は夢にも見た事なき”^(注17)小役人の指摘を苦々しく思つたのは当然である。“何事も当世と自身のうへに引くらべ、やかましく”いるのは、役人たちが水滸伝もおそらく知らず、まして、現実と仮構との差別もわきまえぬ“俗吏”だからである。馬琴としては純粹に文学的必要から綴つたのであって、作品が現実に行われている贈収賄を諷することになつてとしても、それはむしろ“勤善懲惡の端ともなる”はずのものだつた。それゆえ“俗史の用心かかる事多かり”とする嘲笑は、小説の読み方を知らぬ無教養、卑俗に向けられたと同時に、非難の意

のない作者の筆も見ぬけぬ浅薄な役人根性にも向けられた複雑な笑いだといえよう。馬琴のつくる作品という世界は、雅とは言えぬが俗の要素、すなわち現実的要素を持ちこまれるのは峻拒されねばならない、非俗のものだったのである。

このよう^(注18)な煩わしさゆえに戯作廃業を考えているという文

面の書簡を書いたりしているが、当時の著作の勢から察して

それが本氣であったとは思われない。またこの後改名主から咎め立てされたというような記録もなく、自ら言うように無事に過して来たわけである。そして天保の改革開始以来、華美の極にあつた人情本、合巻に取締りの手が伸び、春水召喚の噂が聞えて來ても、むしろそれらを肯定する氣持の方が強かつた。特に、春水は、文政九年¹¹越前屋長次郎一名為永庄^(注19)と称していた頃に馬琴の旧作を無断再版したことがある

^(注20)

ので、馬琴は彼は対し一片の好意すら持つていなかつた。その中本取締りの発端は天保十二年暮のこと、八犬伝の板元丁字屋平兵衛方からも大量の中本が召し上げられ、その為八犬伝大団円の売出しも延期された。この件を知らせる篠齋宛の手紙に、併せて種彦の事も初めて記している（天保十三年正月十二日附）。

種彦事は伝聞に候へども御支配より沙汰有之、隠居ならば格別、当主にて戯作致候事相聞え、甚不可然とて差留られ

候由聞え候、都而花美なる者高料成物御制禁に候へば、合巻¹²も如何可有や心許存候、小子は昔より戯作に故障無之候得共、とてもかくとも不眼になりぬ、よきやめ時なれば速に足を洗ひて後易致より外無之候得共、嫡孫小禄にて其養ひを受候も心苦敷候へ共、今さらせん方無候、御憐察成可被下候

年来無事に過して來たとは言いながら、當時風俗金魚伝、新編金瓶梅等の合巻を書き次いでいたので一抹の不安があつたのであろう。『あはき合巻など』は生活の為に書いていたのであるが、失明後の著述のわずらわしさに加えて、華美なるもの高科なるものが睨まれているとなれば、氣弱くなるのも当然であつた。続いて篠齋宛二月十一日附で、八犬伝結局編売出しを報じ、

一越前屋長二郎事為永春水ハ御吟味中手鎖ニ成候由聞え候丁半御預け中ニテハ八犬伝賣出も遠慮致 右壹件相済候迄三四月頃ならてハ賣出す間敷存候処 小子ニ無沙汰急ニ売出候ハ必訣可有存候得とも 外事とハ申ながら板元御預ケ中新本賣出し候てハ不慎の様ニも聞え候て 後の障ニハ成問敷哉と小子等ハ不安心に存候得とも 板元久敷拙宅不來候間其訣知れかたくひそかに陪ミ候事ニ御座候

と、板元の無遠慮なやり方を心配し、続けて、田舎源氏も吟

味の対象となつたこと、丁平の御預けなどから、『著述心失候』て長き早春の日を閑室に独座して暮し兼候と悲痛な心境を述べた。この件については逐次篠斎に報告しており、それによると、『御預けに成候板元六七人は三月中旬右御預け御免にて、作者春水は手鎖未た御免無之候得とも』（四月一日附）『尚々中本一件も今に落着無之候』先日御吟味之節板木師を出し候様被仰付候得とも 中本彫刻候板木師は内職にいたし候御家人或は家中人に候間 板元共大に困り候由聞え候』（四月十一日附）のごとく取締りは意外の影響を及ぼし、その矛盾を露わしかねない状態であつた。一方種彦は『戯作を禁せられ候といふ風聞も空言に候や 田舎源氏十三編とやら此節板元鶴屋にて彫立候由、先日丁平の話に御座候』また、『新板ものは何方へ差出し改受候や知れかね候に付、町年寄へ伺ひ候ても町年寄にても知れず、この節奉行処御取込に候間、伺候迄致延引候やう被申候趣に御座候 是迄の如く書物かかり名主の改を受候や、前々のことく町年寄に差出し改受候や分兼候間、当年の新板物は諸板元見合罷在候、合巻物一杯も外題花美に致間敷旨被申渡候、是は名主の了間にて御下知には無之候、風聞には昔のことく二冊三冊の黄表紙に可成杯申候、何れまれ金瓶梅は九集限りにて可有之存候』（四月一日附）と不安定な出版界の一端を報じている。

人情本その他の摘発、吟味中お預け或いは手鎖等のまま未決着の期間が長びき、出版界は混迷していた。それを一挙に解決しようとする勢のものが前記『新板の事御改正御書付』であった。此所彼所で諸人が不安をささやき、八犬伝絶板の噂までとぶ状態で、出版関係の人々の御改正に対する反感を切実に感じながら、この御書付に接した時、馬琴が直ちに廃業を決意したということは当然すぎる反応と思える。内容にわたる条々には抵触せずに書く技法に自信があつても、戯号実名を厳しく区別する彼が『実名相識し町年寄へ差出し』と的一条を容認できるはずはない。その後次々に、丁平、春水处分の件（十日）、種彦召喚の件（二十六日）の報が入り、それらは「御両君 拙者」とだけ上書された一通にまとめられて伊勢へ送られた。

美少年録四輯九冊綴り立、板下書画は上帙五冊不残出来致候得共、致延引開板致間敷候。小子著述類以来排斥致候積りにおもひ定候。能やめ時に候得とも何分拙孫小禄にて小子且暮ヲ不資候では是迄の如く暮し候事成かね、甚致二当惑候得共、世上一同之義、力不及仕合に御ざ候。

そして出版物の内容に架空の事は不可ということ、寺門静軒武家奉公御構い、丁字屋平兵衛は所払い（八月二十一日附）という事件が相つぐので、戯作排斥の心はますます固められ

たであろう。

実名を届出よという形式面の条件に加えて、架空の事は不可という内容にわたる一条のあつたことが、馬琴の著述放棄を決定的にした。なぜなら、彼の著作は非現実の世界を希求して築かれたものだつたからである。『架空』の語は当時かなり限定された事物をさしていたが、拡大解釈されてくれれば彼の作品はほとんど全部がこの条に抵触することは明らかである。敏感な馬琴のことだから、御改正の勢を見て、そこまで予測したかもしれない。また、実名をしるせといふ命令が『由緒正しき滝沢家』の誇りを傷つけることになるのはともかくとして、現実の名——被治者としての実体——が役人の胡散臭そうな眼で見探されると想像されることになり、その方がずっと大きな拒絶の原因と考えられる。この御書として守り通して来た世界を、終熄させようとするものであつた。

馬琴の日記雑記等には、喜びの表現があまりに少ないのに驚く。不平不満、愚痴、怒り、悔恨の何と多いことか。現実の全てに不満を抱いていたということは、それだけでも言え

そうに思う。

ごく身近の人々に対しても不満足の表明が多く、殊に商人には敵意を抱いていたのかとさえ思われるほどである。それは彼の若いころからの経済的苦労、薦屋に住みこんだ時、体験したであろう抜目なき商人たちとのつきあい、後年あこぎな書肆を相手にくり返される再版のいざこざや校正の手抜き等々を考えれば納得できる。家庭内の状況も、安住できるほどのものでなかつたし、せめて風雅の世界でと考えた耽奇会兎園会も永続きしなかつた。この経験のせいか文人に対する眼は厳しく、世の儒者は『業はものものしく候へども地がねは大俗にて候もの世に多く有之候』^(注21)とか、狂歌師真顔、飯盛の宗匠号偽免許事件について『徒弟を集め門戸を張候て渡世にいた』^(注22)すのだからとか、早く文人と称する連中には俗臭をかぎ出して袂別した。感覚的には生家の武家氣質を保持しながら、正式に参加し直すことを望まず、太郎の就職——武士への復帰は、これを先祖の為に喜んだのみであった。ゆえに、生涯、共感を覚える集団(階級)は勿論、小集団もなく、結局実社会での居所を放擲し、代償を著述に見出すことになる。その生活形態としては、隠逸の境遇を選んだのである。

その隠逸は、しかし、生活を著作に頼る他なかつた為に、純粹なものとはなり得なかつた。この経済的要因の他に、俗

的性格も原因する。学者評判記「しりうごと」を評して「誹謗にあひ候事畢竟浮華の高名の崇りに候へば」と言って、高名が隠逸の妨げになることをよく承知していながら、高名を嫌ひきることなく、むしろ高名と誹謗なきこととを自慢する俗的傾向——つまり、現実社会への未練——十分なのであった。彼の隠逸とは、気に入らぬ現実社会から隔絶すること、しかし著作を生業とするためには実際に隔絶することができず、そのために一層切実に願望され、構築された世界——著作そのものにあると見なければならないであろう。彼の著作の本意を理解する人がなく、百年後の知音を俟つのみと嘆いたのも、風流文事に徹して作者の隠逸の証しを読み取ってくれる人がいないことを意味したのではないだろうか。

馬琴の著作の数々が、実際に通俗的なものであつたことは否めない。渡世の為、禁忌をのがれるための世智と技術が行きわたつて、作者の理想を実現すべく組立てられた世界の枠と、奇妙なバランスを保つてゐる。しかしテーマはというと初期の復仇物から弓張月、八犬伝、美少年録等々大綱の作品は当面の現実への不満足とその打開である。そして作中で理想とする世のあり方とは当時の幕藩体制そのものでは決してない。^(注23) 読みようによつては反体制的ともいえるものを藏していしたことと、大塩一件での沈黙を関連させて考えてもよいと

思う。現実を超えようとするテーマは作者の志向に根ざしているので、他から現実的因素をもちこまれると、金瓶梅の際のようになるのである。著作は、彼唯一の城郭であり、外界（社会）の事物への関心は、守りを固めるための望楼だったと言える。それゆえ、著作廃止の決心をしたと同時に、外界への関心が微弱になつたのは当然すぎるほど当然だった。

天保十三年十月から、意を新たにして書き始めた「吾仏乃記」は、彼の最後の樓閣と考えられる。社会の全てに失望して、守るところは一家一族のみに追いつめられ、改めてその記録に——内容にではなく形式に——理想を托そうとした悲創な決意が感じられる。しかし理想と現実との如何ともし難き齟齬を感じたという悔恨の語も多い（嫡統を守る為に兄の子を養い、長子を里子に出した話など）。それは、晩年に至つてようやくその懸隔を自覚し肯定した結論のようである。その意味で「吾仏たふとし」の意をもたせたこの家記の題は象徴的であった。

(注1) 「曲亭馬琴の対外関心について」言語と文芸四十二号

(注2) 文政元年五月十七日附。牧之宛書簡

(注3) 天保四年十二月十二日附。篠齋桂窓宛

(注4) 天保八年四月二十二日附。篠齋宛

(注5) 丙申荒廃略記

- (注6) 天保八年九月成稿
- (注7) 「浪華津芦話」序
- (注8) 天保十二年三月朔日附第一・篠齋宛
- (注9) 同右第二・同人宛
- (注10) 天保十二年十月一日附。篠齋宛
- (注11) 天保十三年一月十二日附。篠齋宛
- (注12) 天保十三年二月十一日附。篠齋宛
- (注13) 天保十三年六月十九日附。篠齋宛
- (注14) 兎園小説拾遺第二 石塔みがき後記
- (注15) 弘化二年十月六日附。桂窓宛
- (注16) 文政十一年十月六日附。篠齋宛
- (注17) 同右
- (注18) 同右
- (注19) 文政九年四月三日日記（「馬琴日記鈔」）
- (注20) 春水に言及した書簡の該当箇所を左に引用する。
- 後の楚満人春水と改名いたし候ゑせ作者添刪いたし云々（天保五年正月廿八日附。篠齋宛）
- （丁字屋は）稿本はみな平かなにて御かゝせ可被遣候、文字は為永春水に補せ可申候拝申候、かな文を漢文に直し候事は、其作者より学問十分にすくれ候人すら成かね候事に候を、たやすく心得、春水を大作者と心得、信仰の余り左様之事すら申すゝめ候（天保十二年正月廿八日附。篠齋宛）

○春水通俗軍談之訛さまわろしとして板元より多く引書を取よせ、黒幕の内にて助候人有之由に候得共、春水が文盲にて如何可有之やはかり難く（天保十二年十一月十六日附。篠齋宛）

(注21) 文政十一年六月六日附。篠齋宛

(注22) 同右

(注23) 機会を改めて述べる予定である。（一九七二年四月）
〔本学講師〕